

第2回 定例会

第2回定例会は、6月3日から10日の会期で開催し、承認2件・条例改正等4件・工事変更請負契約1件・補正予算1件が上程されました。

議案については、全て原案のとおり承認・可決されました。発議2件のうち、発議第6号「城里町長に対する辞職勧告決議」については否決となりました。

また、報告8件がありました。

専決処分

承認

承認第2号

▽専決処分第2号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

（国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について改正するもの）

承認第3号

▽専決処分第3号（城里町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

条例改正等

可決

議案第32号

▽城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

（仕事と育児・介護を両立できるよう、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等を規定するもの）

議案第33号

▽城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

（物価高騰を踏まえ、投票所及び開票所の管理者等の報酬額について見直すもの）

議案第34号

▽城里町税条例の一部を改正する条例について

（地方税法の改正に伴い、所得税の諸控除の見直し、特定親族特別控除の創設、加熱式たばこの課税標準の特例等所要の改正をするもの）

議案第35号

▽城里町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

（ななかいこども園の新築に伴い、施設の位置を小勝1400番地に改正するもの）

契約の締結

可決

議案第36号

▽工事変更請負契約の締結について

契約の目的
令和6年度道の駅かつら移転事業造成工事

変更による増額

契約の金額

231万円

1億8,161万円

契約の相手方

城里町栗339番地の2
桐原・金長特定建設工事
協同企業体

補正予算

可決

議案第37号

▽令和7年度城里町一般会計補正予算（第1号）について

追加補正額

5,040万6千円

予算総額

133億3,940万6千円

主な事業

・本庁舎施設管理修繕事業
・消防団員退職報償金
・災害ハザードマップ作成事業
・予防接種健康被害救済事業
・水戸桜ノ牧高校常北校後援会補助

発議

可決

発議第5号

▽城里町職員の給与に関する規則を見直し管理職手当の不公平を是正する決議

（城里町職員の給与に関する規則を見直し管理職手当の不公平を見直し労働意欲の向上を図ることを提言し、決議するもの）

配置課局の違いで管理職手当に差があり、特に会計課長は他の課長よりも給料表の区分が低いことから、職場内での不安や不信を招く要因となる恐れがあるため、議員発議により決議しました。

発議第5号に対する

賛成討論

加藤木直 議員

本議案に賛成の立場で討論いたします。会計課長は町の財政を担う重要な職であり、法的にも責任が明確に定められている。にもかかわらず、他課長と比べて管理職手当が著しく低く、不公平な状態が続いている。この格差は、職員の士気を損ない、人事配置への不安感を生む恐れもあり、組織の健全性に悪影響を及ぼしかねない。適正な評価と公正な制度運用は、健全な町政運営に不可欠である。議会として責任ある判断を示し、本議案の可決を強く求める。

否決

発議第6号

▽城里町長に対する辞職勧告決議

（上遠野修町長の不適切な言動と職員へのハラスメントにより、町政の信頼が損なわれたため、辞職を勧告するもの）

※発議の内容については、4～5ページにて掲載しています。

傍聴者報告

第2回定例会

令和7年6月3日～10日

合計68人

城里町議会の本会議を見てくださいませんか

城里町議会では、本会議の録画した映像データをYouTubeで配信しています。

城里町公式ホームページ トップページから



議会事務局

をクリック⇒

議会録画映像

をクリック

また、本会議の生中継配信を始めました。
会期中のみ、ご覧いただけます。

議会事務局

をクリック⇒

議会生中継

をクリック



発議第5号

城里町職員の給与に関する規則を見直し
管理職手当の不公平を是正する決議

提出者 藤咲芙美子 **賛同者** 小坪 孝 阿久津則男 関 誠一郎
猿田 正純 加藤木 直 桜井 和子 金長 秀範

令和2年第4回定例会において、城里町職員に支給される管理職手当に課ごとの配置により大きな差があることが明らかとなり、当議会ではその不公平性を是正するよう決議を行いました。

しかしながら、その後においても当該手当の運用に大きな改善は見られず、現在も一部の課長職に対して低い手当が支給されている現状があります。町職員が公務員としての誇りを持ち、住民福祉の向上に寄与するためには、待遇の公平性が大前提であると我々は考えます。

町長は、過去にこの問題に関して「執行部の裁量であり、議会が口出しすべきでない」との趣旨の見解を示したとされますが、行政の公平性と職員の士気に関わる問題であり、議会として看過できるものではありません。

管理職手当は、その職務の責任と負担に対して支給されるものであり、配置された課によって差を設けるべきものではありません。現行の手当運用は、町長の主観による不透明な格差を生じさせており、職場内に不安と不信を招いている要因と考えます。

ついては、以下の内容に基づき、管理職手当の見直しと公平性の確保を町に強く求めるものとして、ここに決議します。

記

1. 管理職手当の公平な支給は、町職員が住民福祉の向上に寄与するための大前提となるものである。
2. 管理職である課長は一律に責任が課せられている以上、課によって月額3万円もの格差があることは看過できない。
3. 職員の士気低下や住民サービスへの悪影響を防ぐためにも公平な手当体系への早急な是正を求める。

補足説明

令和2年第4回定例会においても同様の発議が提出され、賛成多数により可決されましたが、現在に至るまで管理職手当の不公平が是正されなかったため、再度発議が提出されました。

発議第6号 城里町長に対する辞職勧告決議



提出者 関 誠一郎 賛同者 小坪 孝 藤咲美美子 猿田 正純
加藤木 直

平成26年上遠野修氏が町長就任し、11年が過ぎようとしているが、就任当時から職員に対しパワハラによる異動があり、この異常とも思える行動により、職員の心疾患が増え始まり、その行動が年を増す毎に甚だしくなりました。

今回の辞職勧告について、前職員、現職員、議員に話しを伺い実態の一部を公表します。

- ・ A職員の仕事が遅れているとAにはもう頼まないBに仕事をするよう指示、Aの評価を下げる
- ・ 議員に委員会等で情報を漏らすと後日異動（私は2名確認）
- ・ 自分と合わない委員がいると次回からその委員を外すよう指示
- ・ 町長の言うことを聞かない職員はすぐに異動。一例として当時の財務課長が桂支所に、産業振興課長が給食センターと山桜へ、建設課長が七会公民館へと執行部の職員を本庁以外の部署への異動
- ・ 女子職員に対し、ちゃん付けで話しかけ、おとなしい職員であれば出張一緒に行きたいなど
- ・ 以前藤咲議員の一般質問にあった女子職員に対するセクハラ疑惑
- ・ 今回の議会で公の場で教育長の人権を無視するパワハラ発言、翌日議長に謝罪を求められ拒否、教育長の人格まで無視する発言は許せない。後に謝罪をしたが反省がみられない
- ・ コロナワクチン接種についても、町長、副町長、教育長の三人が町民、議会に内緒で接種。そのうち副町長に対し、あなた副町長を辞めて議員になれとの発言又、教育長に対して早期の退職を求め体調不良にしてしまう
- ・ 桂中の制服について生徒達が決めた事をいかにも町長が関与してアンケートを取ったかのような内容を広報紙に載せている。桂中、教育委員会が全て周知していない事が判明。行政は教育のあり方に口出ししてはならない
- ・ 聖明園の漏水問題で条例を改正して、漏水の水道料金を無償化する事を勝手に改正しようとしたが、議会が反対
- ・ 石塚小とおひさま学童保育の中間に町長要望で道路新設、ここは住民の反対運動が起きていた
- ・ ホロルの入湯税脱税問題を提起し理事長の謝罪を求めたが無視

まだまだ前職員、現職員、議員から寄せられた事案はありますが、今回これを提出した大きな理由は3つ有り1つ目は、

- ① 昨年からの議会案件の入札について全て町内業者排除であります。過日も言いましたが、町の災害発生時において今まで町内業者をお願いし復興してまいりました。共存共栄の原点に戻り再構築すべきであります。
- ② 道の駅新築工事に於いて造成工事が完了しているにも関わらず未だに竣工検査が行われず、業者に対して支払いも完了していない。今回の造成工事の変更契約についてもやっと今日の議題になりました。これは最後の金銭問題で町長は業者に1銭の支払いを拒んだ為である。室長はそれが原因で体調不良のため未だに役場に來られない状態であります。
- ③ 5月30日、全協前に町長が全議員を前に、このたびの落札業者はO工務店に決まりました、後日行われる臨時議会の時は宜しくとの事、この入札は予定価格を下回り業者決定ではない。又町民に対しても公言、これは秘密事項であり公言は出来ない。

以上、主たる事は申し上げました。

このような事が続いて行けば職員に対するパワハラは益々増えて職員の犠牲者は増えるでしょう。このようなことを無くすために町長に辞職していただき健全な城里町になるよう願うばかりです。